

(案)

覚 書

公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター（以下、「甲」という。）が開設する補聴器外来において、認定補聴器専門店（以下、「乙」という。）が行う診療協力（イヤーマールドの作成、試聴機の貸し出しと説明、修理対応等）について、以下の条項に基づき覚書を締結する。

（対価）

第1条 乙の診療協力に対する対価は、無償とする。

（診療協力の内容）

第2条 乙は、甲の耳鼻咽喉科の「補聴器外来」の診療に乙の担当者を同席させ、患者に対する試聴用補聴器の無償貸し出しや、甲に対する補聴器調整プログラムやフィッティングツール・ソフトの無償提供等の協力を行うものとする。なお、貸し出し期間は、1機種につき無償かつ最低3ヶ月以上とし、最新機種が出た場合は、その都度、貸し出しに対応するものとする。

2 試聴用補聴器の貸し出し期間中の紛失、破損等の事故については、当該患者と乙の間で解決を図るものとする。

3 補聴器の販売に伴う金銭の授受は、当該患者と乙の間で行うものとし、甲はこれに関与しない。

4 院内規則を遵守する（患者の個人情報の守秘義務等）。

（開設日）

第3条 「補聴器外来」の開設は、毎月2回、第1、第3の水曜日の午後の診療時間帯とする。

2 乙の診療協力日については、甲が指定するものとする。来院不可の場合は、1ヶ月前の同日までに乙は甲に知らせることとする。また、急な場合は、代理の者を立ち会わせることとする。

（履行期間）

第4条 履行期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、甲、乙いずれかから期間満了の1カ月前までに申し出がないときは、5年間を限度とし、さらに1年間継続する。

2 甲は、本覚書に定める診療協力について乙が継続し難いと判断し得る場合、また不適当と認められる行為があった場合には、年度の中途であっても協力関係を解除することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 乙は、この診療協力によって知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

2 前項の規定は、履行期間終了後も適用される。

(営業活動の禁止)

第6条 乙は、この診療協力によって知り得た情報を利用しての病院外でのダイレクトメール・電話を含む患者への営業行為を禁ずる。

2 前項の規定は、履行期間終了後も適用される。

(疑義の解決)

第7条 この説明書に定めのない事項及びこの説明書の各条項に関して生じた疑義については、甲、乙協議の上、双方誠意をもって解決に当たるものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 神奈川県横浜市浦舟町 4-57
氏名 公立大学法人
横浜市立大学附属市民総合医療センター
代表者 病院長 田村 功一

乙 住所
氏名
代表者